

疑義照会不要項目一覧（当院と合意書の締結は必須になりますのでご注意ください）**【1. 調剤上の疑義照会不要例（ただし、麻薬、注射薬、吸入薬に関するものは除く）】**

① 成分名が同一の銘柄変更

例：ボナロン錠 35mg → フォサマック錠 35mg

アレンドロン酸錠 35mg

※ 先発品同士、後発品から先発品への変更でも可能。

※ ただし生活保護については生活保護法等関係する法令の遵守を優先する。

② 剤形の変更

例：リリカカプセル 75mg → リリカ OD 錠 75mg

(粉碎)ムコダイン錠 500 mg 1錠 → ムコダイン DS50% 1g

※ 用法・用量が変わらない場合のみ可（体内動態等も考慮する）。

※ クリーム剤→軟膏、軟膏→クリーム剤の変更は医師の指示がない限り患者希望がある場合のみ可。

③ 複数規格製剤がある場合の処方規格の変更

例：5mg 錠 1回2錠 → 10mg 錠 1回1錠

40mg 錠 1回0.5錠 → 20mg 錠 1回1錠

※ 適応症が変わる場合、疑義照会を行う。

④服薬状況等の理由により処方薬剤を半割や粉碎、混合すること、あるいはその逆（規格追加も含む）。ただし、抗悪性腫瘍薬を除く。

逆の例：(粉碎) ワーファリン錠 1mg 2.5錠 → ワーファリン錠 1mg 2錠

ワーファリン錠 0.5mg 1錠

⑤処方薬剤を服薬状況等の理由により、一包化調剤すること（抗悪性腫瘍剤、およびコメントに「一包化不可」とある場合は除く）。

※ 患者希望あるいはアドヒアランス不良が、一包化により改善されると判断できる場合に限る。

※ 患者希望により一包化を外すことも可。

⑥貼付薬や軟膏での規格・包装単位変更に関すること

例：ロコイド軟膏 0.1% (5g) 2本 → ロコイド軟膏 0.1% (10g) 1本

モーラステープ 20mg 10枚 →モーラステープ 20mg (7枚/P) 2袋

ビーソフテンクリーム 0.3% 80g →ビーソフテンクリーム 0.3%(25g/本) 2本

※原則、合計処方量の変更がない場合の変更とするが、包装単位を逸脱する場合は処方量を下回らないよう包装単位にあわせての変更は可能とする。ただし消炎鎮痛外用貼付薬等については、算定基準を逸脱しない範囲での変更に限る。

⑦服用歴のある配合剤が、単剤の組み合わせ（同一成分および含量）に変更されたと判断でき、患者が希望した時に元の配合剤へ変更すること（薬歴等に基づき、当院への入院により変更されていることを確認する）。

例：（薬歴上） ミカムロ配合錠 AP 1 錠

（今回処方） ミカルデイス錠 40mg 1 錠

アムロジピン OD 錠 5mg 1 錠

→ ミカムロ配合錠 AP 1 錠 に変更可能

⑧薬歴等で乳酸菌製剤が継続使用されていることが確認できる場合において、抗菌薬が併用されていない場合のビオフェルミン R からビオフェルミンへの変更、またはその逆（併用期間のみビオフェルミン R を追加する場合には、ビオフェルミンとの合計日数は元のビオフェルミンの処方日数を超えないこと）。

⑨患者の希望があった場合の消炎鎮痛外用貼付剤における、パップ剤→テープ剤、テープ剤→パップ剤への変更（成分が同じものに限る。枚数に関しても原則同じとする）。

例：ロキソニンパップ 100mg → ロキソニンテープ 100mg

⑩DPP-4 阻害薬の週 1 回製剤、あるいはビスホスホネート製剤の週 1 回、月 1 回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）。

例：（他の処方薬が 14 日分処方するとき）

ザファテック錠 100mg（週 1 回製剤） 1 錠 分 1 朝食後 14 日分 → 2 日分

ベネット錠 17.5mg（週 1 回製剤） 1 錠 分 1 起床時 14 日分 → 2 日分

⑪内用薬の用法が頓服あるいは回数指定で処方箋に記載があり、具体的な用法が口頭等で指示されている場合（薬歴上あるいは患者面談上、用法が明確な場合を含む）の用法の変更・追記。

例：フロセミド錠 20mg 1 錠 1 日 1 回 → 1 日 1 回 「体重が 60kg を超えた時」

⑫外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミング等）が処方医より口頭で指示されており、患者面談を行った上で、用法が明確な場合の変更・追記。

例：モーラステープ 20mg（7 枚/P） 1 包 1 日 1 枚 7 日分相当 → 1 日 1 枚 7 日分相当 「腰」

※ 適用回数、適用部位は添付文書に記載されている回数、部位の範囲内で行う。

⑬「1 日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）。

例：（他の処方薬が 30 日処方の時）

バクタ配合錠 1 錠 分 1 朝食後 1 日おき 30 日分 → 15 日分

⑭経腸栄養剤の患者希望によるフレーバー変更。

例：ラコール NF 配合経腸用液 200mL（ミルク） → （コーヒー）

⑮医師了解のもとで処方されている用法。

例：漢方薬の「食後」投与 抗アレルギーや H2blocker、消化性潰瘍治療剤の 1 日 2 回「朝夕食後」投与

⑯薬歴等で処方されるべきでない診療科からの処方であることが明確な場合における、重複処方の削除（処方期間が重なり、処方期間中に元の処方診療科を受診することが確認された場合に限る）。

例：（薬歴上）A 科処方 アリセプト D 錠 5mg

B 科処方 バイアスピリン錠 100mg

（今回処方）A 科処方 アリセプト D 錠 5mg

B 科処方 バイアスピリン錠 100mg

アリセプト D 錠 5mg

→ B 科のアリセプト D 錠 5mg を削除可能

⑰経過措置などによる一般名への変更による名称変更。

例：マグラックス錠 330mg → 酸化マグネシウム錠 330mg

⑱添付文書上、用法が明らかに決められている薬に対して適正な用法への変更。

例：ジスロマック SR2g 1 日 1 回 食後 → 空腹時

⑲院外処方せん交付日から 1 週間以内での期限切れ理由が妥当な場合の有効期限の延長。

（次回以降、処方せん交付日から 4 日以内に持参するよう指導する）

【2. 残薬調整に関する疑義照会不要例（ただし、麻薬に関するものは除く）】

薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬があるため投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の本数の変更も含む）、および Do 処方が行われたために処方日数が必要日数に満たないと判断される場合に投与日数を適正化すること。

例：プラビックス錠 75mg 30 日分 → 27 日分（3 日分残薬があるため）

ルリコンクリーム 1% 3 本 → 2 本（1 本残薬があるため）

※ 著しくアドヒアランスが不良な場合など事後連絡では治療上問題がある場合は、疑義照会するよう指示。

※ 当院発行の院外処方箋は保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応において原則、「残薬調整し調剤後に FAX で情報提供」として記入している。

【3. その他】

薬学的知見に基づき、薬剤管理ならびに薬物療法上ともに合理性があると薬剤師が判断できる場合。